

## 幌延町文化・スポーツ大会等参加補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成及び文化・スポーツ等における活動の普及発展と明るく豊かな町民生活の向上を図るため、スポーツ部門・文化部門において優秀な成績を収め、全国大会、全道大会、道北大会のスポーツ大会、発表会等（以下「スポーツ大会等」という。）に出場・参加する個人または団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、幌延町補助金交付規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象大会等)

第2条 補助金の交付対象となるスポーツ大会等は、予選大会を経て出場する道北大会、北海道大会、全国大会等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本スポーツ協会（加盟団体、スポーツ少年団を含む。）が主催又は共催する大会等
- (2) 北海道スポーツ協会（加盟団体、スポーツ少年団を含む。）、北海道文化団体協議会（加盟団体を含む。）が主催又は共催する大会等
- (3) 全国・北海道の各競技連盟、各文化連盟が主催又は共催する大会等
- (4) 前3号に定めるもののほか教育委員会が認める大会等

2 前項の規定にかかわらず、表彰式その他これに類する行事のみに参加する場合は、補助金の交付対象としない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

### (補助対象者)

第3条 補助対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、町内に在住する小学生・中学生・高校生の個人又は構成員として町内在住者がいる団体であって、地区や支部並びに道北、北海道又は国の代表として、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) スポーツ大会等への参加資格を地区や支部の予選大会、道北大会、北海道大会又はこれに準ずる大会等の結果により出場権を獲得して出場する選手、演奏者等の発表者（以下「選手等」という。）
- (2) スポーツ大会等の選抜大会等に出場するため、競技団体等から地区や支部、道北、北海道又は国の代表として選抜された選手等

2 前項各号に掲げる個人又は団体を構成する者が小学生又は中学生の場合にあつては、指導者は大会名簿登録者を補助の対象とする。ただし、個人の選手等に対し指導者が帯同しない場合等は、保護者1名に限り引率者とし補助の対象とすることができる。

### (補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 交 通 費 大会開催地との往復移動及び開催地内での会場移動等に係る経費とする。
- (2) 宿 泊 費 主催者が斡旋する宿泊費を原則とする。ただし、主催者が斡旋する宿泊費より安く確保できる場合はこの限りでない。
- (3) 昼 食 代 1人・1食につき1,000円以下とする。
- (4) 大会参加費 大会参加費のみとする。
- (5) そ の 他 (2)～(4)については、実費の金額とする。対象人数については、大会

要項等で決められた人数の範囲とする。ただし、特に教育長が認める経費は対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める額とする。

- 2 第3条第1項に規定する団体にあつては、スポーツ大会等の登録選手のうち、現に参加する町内在住者に別表の区分に応じた額を乗じて得た額を補助金の額とする。
- 3 主催者又は所属する団体等から旅費等が支給される場合の補助金の額は、前2項に定める額から当該支給される額に相当する額を控除した額とする。

（補助金の交付申請書に添付する書類）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）予選大会の開催要項及び成績が確認できる賞状又は記録証の写し
- （2）参加するスポーツ大会等の開催要項
- （3）その他教育長が必要と認める書類

（事前協議）

第7条 補助金の交付決定又は交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長に事前に協議し、その指示を受けなければならない。

- （1）主催者又は所属する団体等から支給される旅費等の額に変更が生じたとき。
- （2）参加する者若しくは参加する指導者又はその人数に変更が生じたとき。
- （3）スポーツ大会等に参加することを中止するとき。

（補助金の実績報告書に添付する書類）

第8条 補助事業者等は、補助金の実績を報告するときは、規則第15条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）参加した選手の氏名の記載されたスポーツ大会等のプログラム
- （2）参加したスポーツ大会等での成績
- （3）その他教育長が必要と認める書類

附 則（令和5年教委訓令第 号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この訓令は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

道北大会、北海道大会

| 区分        | 補助金額（選手・指導者等）            |
|-----------|--------------------------|
| 宿泊を認める場合  | 1人 10,000円／大会（上限） 交通費は別途 |
| 宿泊を認めない場合 | 1人 5,000円／大会（上限） 交通費は別途  |
| 交 通 費     | 教育委員会が算出した金額／大会（上限）      |

全国大会

| 区分            |         | 補助金額（選手・指導者等）            |
|---------------|---------|--------------------------|
| 道内<br>・<br>道外 | 成績が優秀な者 | 1人 100,000円／大会（上限） 交通費含む |
|               | 上記以外の者  | 1人 30,000円／大会（上限） 交通費含む  |